

# いぶりしごと発信パートナー制度運営要領

## 1 趣旨

胆振管内では、多くの企業が人材確保に課題を抱えており、特に若年層の採用が大きな課題となっている。こうした状況を踏まえ、管内の「いぶりしごと発信パートナー事業者」（以下「パートナー」という。）と連携し、主に高校生を対象に地元企業の魅力や働き方などを SNS で発信することにより、若者が地元で働くことへの関心を高め就職のきっかけづくりを行う。

## 2 運営主体等

### (1) 運営主体

北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

### (2) 運営主体の役割

- ア 管内企業情報 Instagram「やっぱりいぶり！」（以下「SNS」という。）の運用
- イ 運営主体の HP でパートナー名を公表
- ウ SNS で情報発信を希望する管内企業へパートナーの紹介
- エ SNS の投稿時に、動画製作に関わったパートナーを SNS 内で公表

## 3 パートナー等

### (1) パートナー

胆振管内の企業・団体等のうち、本制度の趣旨に賛同し、地元高校生をはじめとする若年層に向けて、管内企業の魅力や働き方を SNS で発信する取組を連携して行う、下記4で選定した事業者（最大3者程度）

### (2) パートナーの役割

上記2(2)ウにより紹介された企業の情報発信動画の企画・撮影・編集

## 4 パートナーの選定

### (1) 公募

以下の応募要件を運営主体の HP で公表し、3週間程度の期間を設けてパートナーの募集を行う。

- ア 本制度の趣旨に賛同し、上記3(2)に掲げる活動に取り組むこと。
- イ 胆振管内に事業所があること。
- ウ 企業の人材確保に向けた PR 動画作成の実績があること。
- エ 暴力団関係事業者等でないこと。
- オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - (ウ) 消費税及び地方消費税
- カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

## (2) 応募

本制度に登録を希望する事業者は、次の書類を運営主体へ提出する。

ア 申請書

イ 暴力団関係事業者でないことの誓約書

ウ 履歴事項全部証明書または開業届

エ 道税または都府県税に関する納税証明書

オ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

カ 社会保険及び労働保険の加入状況を確認できる書類（該当する場合）

## (3) 選定

応募のあった事業者に対して、以下の項目についてヒアリング・採点を行い、得点上位の3者程度をパートナーに選定する。応募事業者が6者以上の場合、同様の項目について書類審査による採点を行い、上位5者についてヒアリングを行う。

ア 人材確保に関する動画作成や SNS 運用の実績を有し、地元企業の魅力や働き方について効果的な発信が期待できるか

イ 地元企業の人材不足の現状を認識し、企業が発信したい情報と学生が関心を持つ情報を的確に捉えた発信が期待できるか

ウ 本制度で取り組みたい企画について、行政と異なる新たな視点から、魅力的な発信が期待できるか

## (4) 覚書の取り交わし等

上記(3)で選定した事業者と覚書を取り交わし、パートナー登録証を発行するとともに運営主体のHPでパートナー名を公表する。

## 5 パートナーの登録期間

覚書を取り交わした日から当該年度末までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、運営主体とパートナーのいずれからも解除の申し出がなければ1年間更新し、その後も同様とする。パートナー登録証については、更新の都度発行する。

## 6 その他

その他、必要な事項は運営主体が定めることとする。

## (附則)

この要領は、令和7年8月25日から施行する。